

佐倉市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の改正に伴う変更点

1 概要について

佐倉市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第3条でゴミ収集専用袋について規定していましたが、今回の変更により規格等詳細は、ゴミ収集専用袋の形態及び大きさに関する基準に定めることとします。

この基準は、佐倉市民が使用するゴミ収集専用袋(以下、「指定袋」という。)の形態と大きさについて定めたものです。この基準に基づき、佐倉市の認定を受けた事業者が指定袋を製造しています。

2 具体的な変更内容について

今回の規則改正により従来の規格から以下のとおり変更いたします。

■主な変更内容

改正後	改正前
<p>●指定袋の容量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・もやせるごみ (30L、15L) ・カン (30L、15L) ・ビン (30L、15L) 	<p>●指定袋の容量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・もやせるごみ (30L、20L) ・カン (30L) ・ビン (30L)
<p>●指定袋の区分の変更</p> <p>プラスチック製容器包装</p>	<p>●指定袋の区分の変更</p> <p>その他プラスチック製容器包装</p>
<p>●略図について</p> <p>プラスチック製容器包装に「ペットボトル」のイラストの追加</p>	

3 変更により期待される効果

今回の規則改正に伴う指定袋の規格の変更により、ごみの排出量に見合った指定袋を選択することができるようになります。その結果、高齢者の方や単身世帯の方も含めた様々な市民が、よりごみを排出しやすい環境を整えること及び適正な受益者負担が図れることが期待できます。